

# 管外受託用 広域入所確認シート

【守谷市】

守谷市外在住で守谷市への転入予定がない方が、守谷市の保育所入所を申し込む場合に、提出してください。  
(お住まいの市区町村書式の申込書類一式に添付して、お住まいの市区町村の保育担当課に提出)

1. 出産予定について、次のA・Bから選択し、○をしてください。Aの場合は、予定を記入してください。

※ 産前休暇開始までに入所・復職ができない場合は、利用調整対象外となります。(「妊娠・出産」での短期間限定入所の申込みを除く。)

**【A. 予定有の場合】**

A 予定有 出産予定日 : 令和 年 月 日 [ 申込児童・申込児童以外 ]  
産前休暇開始予定日 : 令和 年 月 日  
B 予定無 育児休業取得予定 : 無・有 (令和 年 月 日まで)

2. きょうだい同時申込みの場合のみ、次の入所条件を1つ選択してください。  同時申込みでない場合は、問3へ

- 同園・同時期のみ入所希望  別園でも構わないので同時期入所希望  
(注:希望順位が低くても同園入所が可能な場合は、その施設に入所決定します)  
 同園であれば別時期入所でも構わない  別園・別時期の入所でも構わない  
(注:希望順位が低くても同園入所が可能な場合は、その施設に入所決定します)

3. 以下の同意事項について、内容を確認をしたうえで、チェック欄に✓を入れ、署名をお願いします。

No.	申込みにあたっての同意事項	チェック
1	次の場合、利用承諾の取消しや保育実施の解除(退所)となるだけでなく、 <u>文書偽造による処罰の対象となる場合があります。</u> ●就労していないにもかかわらず就労している等、 <u>事実と異なる虚偽の記載や申立てをした。</u> ●重要事項(お子さんの行動・食事・医療面等の発育上で気になる点、その他家庭状況等)について、 <u>故意に申告しなかった。</u>	
2	<u>入所決定後に入所日を遅らせることはできません。</u> 申込時には、就労先等とよく調整をしたうえで、入所希望日を設定してください。また、希望する施設についても、実際に入所したら通うことができるか等をよく考慮したうえで、ご選択ください。(下位の希望順位の施設に利用承諾となることもあります。)	
3	育児休業中または就労内定で入所決定となった場合、 <u>入所日の翌月15日まで(3月入所のみ3月31日まで)に、父母ともに、申込時に提出した就労日数・就労時間で、復職(内定の場合は就労開始)をする必要があります。</u> 復職後2週間以内に、復職日を記載の就労証明書を提出してください。復職の確認が取れない場合は、保育実施解除となります。	
4	申込内容に変更が生じた場合は、速やかにお住まいの市区町村の保育担当課を通じて申し出てください。 <u>変更内容は各回の利用調整締切日までに守谷市役所に届いたものが反映となります。</u> また、入所後についても、就労状況や家庭状況等に変更が生じた際は、速やかにご連絡ください。	
5	市が必要と認めた場合、お子さんの状況を確認するため、 <u>医師の意見書または診断書の提出を求める場合があります。</u> また、市が必要と認めた場合、施設がお子さんを安全に預かれるかについて、 <u>入所決定前に面接を実施したうえで、最終的な入所の可否を決定する場合があります。</u>	
6	基本的に守谷市民の児童が優先で利用調整を行います。また、利用承諾となった場合でも、単年度入所(年度末までの入所)となります。次年度も引き続き入所を希望する場合は、改めて次年度の入所申込みをし、利用調整を受ける必要がありますので、ご注意ください。	
7	【「妊娠・出産」を理由とする短期間限定での入所を申し込む場合のみ】 産後2か月後までの期間満了後は、いかなる理由があっても、施設の利用継続はできません。また、退所後の期間について就労等の理由による入所を申し込む場合は、期間限定入所の退所月から受付が可能です。(退所月の翌々月以降の入所希望となります。)	

以上の内容について確認し、同意しました。

保護者氏名(父) \_\_\_\_\_ (自筆)

令和 年 月 日

保護者氏名(母) \_\_\_\_\_ (自筆)

(※ 裏面 問4に続く)

4. 世帯の状況について、該当するものに✓を入れてください。(※ 証明書類の提出を求める場合があります。)

● 申込児童名: \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ 年 月 日生)

チェック		
<input type="checkbox"/>	入所希望日が4月～9月の世帯	+1
<input type="checkbox"/>	ひとり親世帯	+100
<input type="checkbox"/>	調停、審判、裁判による離婚の訴えを提起中(裁判上の離婚)かつ別居中	+20
<input type="checkbox"/>	離婚前提別居中(調停、審判、裁判による離婚の訴えを提起中は除く)	+10
<input type="checkbox"/>	生活保護受給世帯	+10
<input type="checkbox"/>	保護者が拘禁中	+8
<input type="checkbox"/>	家計の主宰者が倒産、失業	+8
<input type="checkbox"/>	やむを得ない事情により父母のいずれかが保育を行うことができない場合 <input type="checkbox"/> 単身赴任中 <input type="checkbox"/> 入院中	+5
<input type="checkbox"/>	保護者がいずれかの交付を受けている場合 <input type="checkbox"/> 身体障がい者手帳1級、2級 (聴覚障がい3級を含む) <input type="checkbox"/> 精神障がい者保健福祉手帳1級 <input type="checkbox"/> 療育手帳マルA、A (※ ただし、基本点数を「保護者の疾病・障がい」で採点している場合は、重複採点は行わない。)	+10
<input type="checkbox"/>	保護者がいずれかの交付を受けている場合 <input type="checkbox"/> 身体障がい者手帳3級、4級 (聴覚障がい3級を除く) <input type="checkbox"/> 精神障がい者保健福祉手帳2級 <input type="checkbox"/> 療育手帳B (※ ただし、基本点数を「保護者の疾病・障がい」で採点している場合は、重複採点は行わない。)	+8
<input type="checkbox"/>	保護者がいずれかの交付を受けている場合 <input type="checkbox"/> 身体障がい者手帳5級以下 <input type="checkbox"/> 精神障がい者保健福祉手帳3級 <input type="checkbox"/> 療育手帳C (※ ただし、基本点数を「保護者の疾病・障がい」で採点している場合は、重複採点は行わない。)	+5
<input type="checkbox"/>	同居親族(当該児童・保護者以外)にいずれかの所持者がいる場合 <input type="checkbox"/> 身体障がい者手帳4级以上 <input type="checkbox"/> 精神障がい者保健福祉手帳2级以上 <input type="checkbox"/> 療育手帳B以上 <input type="checkbox"/> 要介護1以上の認定 (※ ただし、基本点数を「親族の介護・看護」で採点している場合は、重複採点は行わない。)	+3
<input type="checkbox"/>	保育士・子育て支援員・幼稚園教諭・小学校教諭・養護教諭・保健師・看護師・准看護師の資格を有した父母が、守谷市内の保育所・認定こども園・地域型保育事業所・認可外保育施設・幼稚園で勤務(内定を含む)して保育を行う場合	+80
<input type="checkbox"/>	<b>【保育士加点 同意欄】</b> <input type="checkbox"/> 加点を受けて利用承諾となった場合、当該児童が在園期間中は、守谷市内の保育施設に勤務することが条件となります。 ・児童の入所前に守谷市内の保育施設を退職(または内定辞退)した場合は、利用承諾を取消(または退所)になります。	
<input type="checkbox"/>	申込児童の世帯に過去5年間のうち3か月分以上の保育料の滞納がある場合	-50
人	申込児童のきょうだいのうち、未就学児童(小学校入学前の児童)の人数	児童1人につき+4
<input type="checkbox"/>	申込児童のきょうだいに、次のいずれも該当しない未就学児童がいる場合 ・幼稚園の利用(または利用契約)・保育所の利用(または利用申込)・認可外保育施設や企業内託児所の利用 (※ ただし、当該児童が介護・看護の対象児童である場合は除く。)	-10

 上記のいずれにも該当しません。

## 【市記入欄】

<input type="checkbox"/>	守谷市外に居住しており、守谷市への転入予定もない世帯 (※ ただし、守谷市内の教育・保育施設で勤務して保育を行う「保育士加点」の採点をする場合は、減点しない。)	-100
--------------------------	---	------